

財務省告示第百五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十九年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年四月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十九年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

五	四	三	二	一	
					一、四九九トン 三一、一一一トン

二九	一八	二七	一六	一五	一四	一三	一三	一一	
九七一トン	一四トン	一八、九四七トン	六、三四二トン	トン	二七トン	七、六七トン	一三二トン	四三、四九七トン	